

東大阪市立市民ふれあいホール条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市立市民ふれあいホール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市立市民ふれあいホール条例の一部を改正する条例

東大阪市立市民ふれあいホール条例（平成5年東大阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ホール」の次に「の施設（以下「施設」という。）」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「ホール」を「施設」に改め、同条第1号中「善良な」を「善良の」に改め、同条第5号中「ホール」を「施設」に改める。

第5条及び第6条中「ホール」を「施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第6条の2 指定管理者は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

第8条中「ホール」を「施設」に改める。

第9条第1項中「ホール」を「施設」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「ホール」を「施設」に改める。

第13条第2号中「ホール」を「施設」に改め、同条第3号中「ホール」を「施設」に改め、「使用料の」の次に「免除及び」を加える。

別表備考1中「市外居住者」を「市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者」に改め、「場合」の次に「（使用者が団体である場合にあつては、規則で定める場合）」を加え、「5割相当額」を「5割に相当する額」に改め、同表備考2中「使用者が入場料そ

の他これに類するものを徴収する」を「営利を目的とする」に、「10割相当額」を「10割に相当する額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定及び第13条第3号の改正規定（「使用料の」の次に「免除及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表備考1及び備考2の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東大阪市立市民ふれあいホール条例新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可)</p> <p>第3条 ホール<u>の施設</u>（以下「<u>施設</u>」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第11条の規定により市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者</u>は、<u>施設</u>の使用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は<u>善良</u>の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 管理上その他<u>指定管理者</u>において<u>施設</u>の使用について支障があると認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第3条 ホールを使用しようとする者は、あらかじめ、第11条の規定により市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者</u>は、<u>ホール</u>の使用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は<u>善良な</u>風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 管理上その他<u>指定管理者</u>において<u>ホール</u>の使用について支障があると認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p>

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) ・ (2) (略)

(使用料)

第6条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

2 使用者のうち、施設の附属設備を使用しようとする者は、市長が定める使用料を前納しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が電子情報処理組織を用いて施設の使用の許可を受けたときは、前2項の使用料を後納させることができる。

(使用料の免除)

第6条の2 指定管理者は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、施設の使用の権利を第三者に譲渡し、又は

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、ホールの使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) ・ (2) (略)

(使用料)

第6条 ホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

2 使用者のうち、ホールの附属設備を使用しようとする者は、市長が定める使用料を前納しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が電子情報処理組織を用いてホールの使用の許可を受けたときは、前2項の使用料を後納させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、ホールの使用の権利を第三者に譲渡し、又

転貸してはならない。

(設備の許可等)

第9条 使用者は、施設の使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、全て使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、施設の使用が終わったとき、又は施設の使用の許可が取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行うホールの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 施設の使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関する事。

(3) 施設の使用料の免除及び還付に関する事。

(4) (略)

は転貸してはならない。

(設備の許可等)

第9条 使用者は、ホールの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、ホールの使用が終わったとき、又はホールの使用の許可が取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行うホールの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) ホールの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関する事。

(3) ホールの使用料の還付に関する事。

(4) (略)

別表（第6条第1項関係）

(略)

備考

- 1 使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外
の者である場合（使用者が団体である場合にあっては、
規則で定める場合）は、この表に掲げる使用料の額の5
割に相当する額を加算した額とする。
- 2 営利を目的とする場合は、この表に掲げる使用料の額
の10割に相当する額を加算した額とする。

別表（第6条第1項関係）

(略)

備考

- 1 使用者が市外居住者である場合は、この表に掲げる使
用料の額の5割相当額を加算した額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する
場合は、この表に掲げる使用料の額の10割相当額を加
算した額とする。